

十六条戒と授戒会について

晴 山 俊 英

一

周知のように曹洞宗における授戒は、道元禪師の説に基づき、十六条をもつて為されている。数だけを見るといかにも条項が少なく、戒律を軽視しているかの如くであるが、曹洞宗の戒に関する文献に一度でも触れたことがあるならば、その理念がいかに高い次元で展開されているかは了解できるであろう。伝統的には、いわゆる「禪戒一致」とか「禪戒一如」などと表現され論議されてきた宗意の極致ともいうべきものでもあり、この方面は古来より数多く研究されてきた分野の一つでもある。及ばずながら筆者も数年来この分野に取り組んできた。

しかし一方で、一度に複数名の在家信徒に在家戒として戒を授ける儀式が、特に江戸期以降盛んに行われてきた。いうところの授戒会である。もつとも在家人への授戒そのものは「授戒会」という呼称が一般的になる前から各宗派で屢々行

われてきた。それが授戒会という一つのイベントとして扱われるようになった理由としては、それが有効な教化活動の一つになったということと同時に、恐らくは檀家制度の確立により、檀信徒が組織的に行動できる、もしくは檀信徒を組織的に動かせる素地が出来たということもある。この方面の研究に関しては、古くは儀軌的側面から、最近では歴史的側面並びに教化的側面からの研究業績が松井昭典氏「授戒会の成立とその伝道史上における意義」(『教化研修』八号)をはじめ、幾つか存する。

さて、筆者の問題意識であるが、一言でいえば、曹洞宗の十六条戒の理念が教化実践としての授戒会に一体どのように結びつくのか、という点にある。従って、この点を多少なりとも明確にしようと試みるものである。

二

まず授戒会が在家戒であるという点について考えてみたい。

周知のように在家者に戒を受けるということ自体は、五戒ないし八斎戒が古くより授けられてきた。中国になると、これに十善戒あるいは三聚淨戒等が加わるが、そのいずれを授けるべきなのか、ということは明確にされていないようなので、恐らくそれぞれ僧侶の見識に依るところが大きかったと思われる。

従って、歴史的にみて在家戒そのものの存在に大きな問題があるとは思われないが、出家に際しての戒としては、沙弥戒ないし具足戒が用いられ、その点において出家と在家とは明確な区別があつた。日本で円頓戒という純粹大乘戒が出てきたことは革命的な出来事であつたと思われるが、それでも在家・出家の区別が基本的に踏襲されてきたことは、先学の業績からも把握されよう。例えば『授戒会の研究』（曹洞宗務庁）によれば、「戒の内容は三聚淨戒が通例であつたと思われる」（三〇三頁）とある。（ただし現在の天台宗における授戒会は、条項としては曹洞宗と同じく三帰戒・三聚淨戒・十重禁戒の十六条であることもまた、曹洞宗教化研修所の共同作業「各教団における授戒会について」（『教化研修』二七号）にて報告されている。）ところが、曹洞宗の現状をみる限り、在家にも出家にも同じ十六条戒を授けている。このことが定着するのは江戸期の宗学論争以降であり、それ以前には八斎戒、三聚淨戒ないし梵網四十八輕戒等が適宜用いられていたようである。この

十六条戒と授戒会について（晴山）

辺については『授戒会の研究』（三五―四六頁）に詳しい。

さて、そこで宗祖道元禪師がこの点をどのように考えていたのが問題となる。周知のように道元禪師の著述中、授戒に関するものとしては、『正法眼蔵』『受戒』『仏祖正伝菩薩戒作法』、『出家略作法』、『教授戒文』があり、『出家略作法』を除いては揃って十六条戒を説いている。ここで例外となる『出家略作法』では、

次懺悔・三帰・五戒、尽形受。次沙弥十戒、尽形受。次菩薩三聚淨戒。從今身至仏身。次根本十重禁戒。從今身至仏身。各三拜而受之。（春秋社『道元禪師全集』六・一九六頁）

とあり、三十一条戒ということになる。また、この『出家略作法』の各本を面山が校訂したものとして『得度略作法』が伝えられるが、ここでは三帰戒・沙弥戒・三聚淨戒・十重禁戒の二十六条戒となつている。「嘉禎三年」の奥書を記してはいるけれど、条数だけをもその伝承が曖昧であり、また、「奉請十方三世諸仏・七仏世尊・歴代祖師・正法眼蔵微塵菩薩・清淨大戒衆、同垂感降共作証明」（『全集』六・一九六頁）といい、証明師として多くの仏菩薩を召喚しており、この点は天台の『受菩薩戒儀』を想起せしめる。

このように『出家略作法』の成立については、更なる検討を要すと思われるが、そもそもその名が示す通り、在家戒ではなく明確に出家のための戒であるから、ここでは検討の対

家から外してもよいであろう。

しかし、上記の著述群にも、在家・出家の差違は明確にされてはいない。また、『正法眼蔵』の各所に関連記事が散見されるが、平川彰氏は「道元の戒観と律蔵」にて、

道元は正法眼蔵においては、禅の修行には、ころろざしのありなしが重要であり、身の在家出家にはかかわらないといい、さらにまた得道の者こそが尊敬さるべきであり、そこには男女の区別はないと言っている。第一義諦からいえば勿論これが正論であり、道元の菩薩戒の精神もこれに合するものであった。このように道元は在家出家の平等、男女の平等を唱えつつ、しかし『出家』の巻や『出家功德』の巻、『受戒』の巻等では、在家と出家とを差別し、出家の優位をみとめ、出家受戒をすすめる、出家の功德を強調している。（榎林皓堂編『道元禅の思想的研究』所収、四一八頁）

といい、道元に二つの立場を認め、これを第一義諦と世俗諦の使い分けとみておられる。また、粟谷良道氏はこの点について『正法眼蔵』における出家と受戒」にて、

道元禅師は「出家」を強調したかったのであり、特に「出家」を成立させるという意味において「受戒」をも強調していると言うことができる。ただ「受戒」という形式や「持戒」を絶対視する考え方については否定的であったと言うこともできるのである。

（『宗学研究』三七）

とし、出家の条件として実質的な不離叢林という状況を挙げられておられる。

出家するために必ず受戒が必要かどうかという議論も大きな問題であるが、今回ここで重要なのは、いずれにせよ在家戒を特に立てているわけではない、という点である。

三

ところで道元禅師の戒律観を探る上で、もう一つ『梵網經略抄』（以下『略抄』）という書が重要視される。黒丸寛之氏は「禅戒思想論考」において、

洞門における禅戒の思想は、究極的には万仞が『禅戒鈔』を著した宝暦八年から遡ること四百四十九年、延慶二年（一三〇九）に稿了した『梵網經略抄』の戒学に帰する結果となった。（『印度学仏教学研究』二五卷一号）

といわれている。『略抄』は道元禅師と直接面識がある経象の著とされる。『梵網經』の註釈書であり、最も道元禅師の戒思想に近いものであると古来珍重されてきた書でもある。それを裏付けるかの如く、梵網戒について道元禅師は『正法眼蔵』「洗面」にて

この梵網菩薩戒は、過去・現在・未来の諸仏菩薩、かならず過現・当に受持きたれり。（『全集』二・四八頁）

といっている。従って、道元禅師が梵網戒を承認していたことが窺えるわけで、これが十六条戒の思想的母体となっているようである。平川氏も、道元禅師の戒文献の各所に『梵網

『經』の影響を指摘し、「道元の戒の基本的立場は、梵網經の系統をついでいると考えてよいであろう」（前掲四一七頁）としておられる。確かに道元禪師の著述の各所にみられる「十重禁戒」という表現は、その背後に重戒に対する輕戒を予想せしめるものともいえよう。

平川氏はさらに、「梵網經の菩薩戒には戒の立場のみがあつて、出家と在家を区別する律が欠けているのである」（前掲四一八頁）といわれ、梵網經自体在家・出家の区別を立てていないことを指摘されている。その性格を端的に表している文として『梵網經』に、

若仏子、自説出家在家菩薩比丘比丘尼罪過、教人説罪過、罪過因罪過緣罪過法罪過業。（大正藏二四・一〇〇四下）

とある。この「出家在家菩薩」という表現に、道心ある菩薩という点において、出家も在家もない、ということが読み取れよう。

してみると、道元禪師の十六條戒に在家・出家の区別を立てないのは、ごく自然な成り行きであつたと考えられる。すると、次に問題となるのは、戒に如何なる宗義が付されているかという点である。

まず目に付くのが、あくまで仏の視点に立つということである。例えば『略抄』には、

三界唯一心ヲ諸法実相ソト談スルトキ、殺トモ不殺トモ不可談。是

十六條戒と授戒会について（晴 山）

ヲコソ唯一仏界【仏乘戒】トモ一戒光明金剛法界【宝戒】トモ談スレ、殺スヘキヲ不殺トハ此仏戒ノ時ハ不破談也。〜（中略）〜可知、一切ノ仏ノ大乘戒ノ中ニ不殺生アリ。所謂不殺生ト云ハ、殺ノ始終ニアラス、只不殺ナリ。喩ヘハ諸惡莫作ノ莫作ニ習ヘシ。生ト云ハ死ノ前後ヲ云ニアラス、只不殺生ナリ。喩ヘハ生也全機現ナルヘシ。（『菟書大成』一四・四八八〜四八九頁）

とある。これをみる限り、時間と空間を取り扱つた、いわゆる証上の修の立場に立つて解釈していることが窺える。そうした理念の極致になると、

所謂不殺死、不殺唯心、不殺三界也。不殺無情也、不殺有情也、不殺不殺也、不殺一戒也、不殺十戒也。是森羅百草ノ自道取也。以此道取仏戒受持ノ功德ト云、此外更果ヲ待事不可有。（『菟書大成』十四・四八九頁）

と、種々の応用が展開される。これはつまるところ、「但一戒ヲ説二十戒モソナハリ十戒ヲ説二一戒ト極マル也」（『菟書大成』十四・四八七頁）とあるように、一戒を本当の意味で獲得するならば、すべての戒が同時に備わるという理屈になる。従つてそこには一分行とか少分行といった区別は生じ得ず、満分か無戒かということになる。

さらに『略抄』は、

此戒ハ一切衆生ヲ殺ヲ以テ持戒ノ相トスルナリ。今ノ殺衆生ト云ハ、生ヲ見ニアラス、死ヲ見ニ非ス。只一戒光明金剛宝戒ノ道理ナリ。シカアレハ受仏戒時、流転ノ皮肉骨髓不可有。位同大覺位

十六条戒と授戒会について（晴山）

ト云故。今ノ位同大覚位ナリト云ハ位同衆生位ト心得ヘシ。（『菟
曹大成』一四・四九〇頁）

と説き、受戒の対象となる身は三界を流転する肉体なので
なく、仏性そのものであることを示唆する。

つまり、宗義上、坐禪をしている姿がそのまま仏であるとい
われるように、受戒をしている姿がそのまま仏として現成
していることになり、ここに禪戒一如の面目があると思われる。
してみると、曹洞宗の授戒会は単なる結縁ではなく、そ
こに仏行が約束されていることになる。

（註記略）

（キーワード） 授戒会、道元、十六条戒

（曹洞宗総合研究センター宗学研究部門研究員）

新刊紹介

中村元選集〔決定版〕

中世思想 別巻3

A5判・六八六頁・定価七、〇〇〇円
春秋社・平成二十一年五月二〇日

近代思想 別巻4

A5判・五五八頁・定価六、五〇〇円
春秋社・平成二十一年七月二〇日